



税理士賠償責任保険の税理士特約で逆転判決

●免責特約は限定的に解釈すべきと判示●

昭和63年4月から発売された税理士賠償責任保険は、税理士に対する専門家責任の問われる社会的風潮の下で、順調に加入者の増加をみているところですが、一方税理士特約によって保険金の支払を拒まれる事例が相次ぎ、一体どういう場合に保険金が支払われるのか、という疑問も聞かれます。一審で、税理士の行った行為が免責特約に該当するとして、保険金の支払義務がないとされ、高裁では一転して、地裁の判断を取り消し、保険会社の保険金支払義務を全面的に認めた判決をご紹介します（地裁：平10.11.26東京地裁Z999-0032、高裁：平11.12.22東京高裁Z999-0033、判例時報1711号153頁、上告中）。

I. 事業の概要

◎税理士である控訴人Xは、被控訴人Y保険会社との間で締結した税理士職業賠償責任保険契約に基づき、保険金の支払を求めましたが、Y保険会社は、下記1の保険契約に付されている2の税理士特約条項の免責特約に定められている免責事由に当たることを理由として、その支払を拒否したという事案です。

1. 税理士職業賠償責任保険契約の内容

●保険金額 1請求につき500万円、保険期間中合計1000万円。

●填補責任 被保険者が税理士としての業務の遂行に当たり、職業上相当な注意をしなかったことに基づき提起された損害賠償請求について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を填補する。

●免責金額 1請求について30万円までは填補責任を免責する。

2. 税理士特約条項第5条2の免責特約

Y保険会社は、納税申告書を法定申告期限までに提出せず、または納付すべき税額を期限内に納付せず、もしくはその額が過少であった場合において、修正申告、更正または決定により納付すべきこととなる本税等の本来納付すべき税額の全部もしくは一部に相当する金額につき、被保険者が被害者に対して行う支払については填補しない。

◎税理士Xは、Xの顧問先であるA社の消費税確定申告に際し、仕入税額控除を適用して4,252,025円の消費税額の還付を請求しましたが、その後、税務署からA社は消費税の課税事業者となっていない旨の指摘を受け、

還付請求申告書を取り下げました。A社は平成2年までは課税事業者でしたがその後休眠状態であったところ、平成7年、事業を再開することとなり多額の設備投資を行ったので消費税の還付を受けられることが予想されたのに、課税事業者選択届出書の提出を失念したために、還付を受けることができなくなり、加入していた税理士職業賠償責任保険の請求を行いました。しかし、Y保険会社が保険金を支払うべきか否かが争われた一審判決で東京地裁は、A社は消費税の還付を受けられる立場にないのに還付申告書を提出したのであって、この還付請求は税理士特約の免責特約にいう過少であった場合と同視すべきであり、免責特約により保険金を支払う義務を負わないと判断しました。

II. 高裁の判断

◎税理士損害賠償責任保険契約の免責特約中に、免責対象として過少申告等は記載されていても、過大還付請求が明文をもって記載されていないのは、過大還付申告は見破り易いために明記しなくても支障がなかったためであると推測されるところ、消費税法施行後は、本件のような選択届提出失念を含む保険事故が多発したので、保険会社は、選択届けを出さないまま還付請求をした場合には、免責特約の適用があるという解釈を採用したものと推測される。免責特約は限定的に解釈すべきであり拡大解釈できるとしても合理的範囲内に限るべきであり、税理士はA社に対し消費税相当額の損害賠償義務を負担したと認められるから、保険会社は損害額を填補する義務がある。

(資料提供 税法データベース編集室)